

2. 民営化する場合の手法

【答申】

本市ガス事業の民営化方式は、施設及び営業権を民間事業者へ売却する、事業譲渡方式の採用が望ましい。

①譲渡方式について

公営ガス事業の民営化先例をみると、全ての事業者において事業譲渡方式が採用されており、本市においても敢えて新方式を採用するのではなく、先例を参考とできる事業譲渡方式の採用が現実的と考える。

②地域特性を考慮した譲渡方式

- (1) どのような経過であれ、最終的には完全譲渡とすべきである。
- (2) 民営化行為を契機とした地元経済活性化への貢献に資するような譲渡方式とすべきである。
- (3) 保安なくしてガス事業なし。

(平成 18 年 松江市ガス事業経営検討委員会 答申書より一部抜粋)

【検証のポイント】

①譲渡方式について

公営ガス事業の民営化先例をみると、全ての事業者において事業譲渡方式が採用されており、本市においても敢えて新方式を採用するのではなく、先例を参考とできる事業譲渡方式の採用が現実的と考える。

- ・ 平成 18 年度の答申以降、新たに 10 自治体で民営化が行われ、大津市を除くすべての先例が事業譲渡方式により民営化を行っている。
- ・ 平成 31 年 4 月 1 日現在の公営ガス事業者は 23 企業となった。
- ・ 23 企業のうち、3 企業が令和 2 年までに民営化実施予定であり、3 企業があり方について検討を開始している。

・ 公営ガス事業者一覧（平成 20 年 4 月 1 日以降の事例）

	都道府県名	団体名	備考
1	北海道	長万部町	
2		豊富町	
3	宮城県	仙台市	民営化検討中
4		気仙沼市	
5	秋田県	男鹿市	
6		由利本荘市	
7		にかほ市	R2 民営化(譲渡)
8	山形県	庄内町	
-	群馬県	富岡市	H29 民営化(譲渡)
-		下仁田町	H31 民営化(譲渡)
-		藤岡市・高崎市	H23 民営化(譲渡)
9	千葉県	東金市	
10		習志野市	
11		大網白浜市	
12		九十九里町	
13		白子町	
14		長南町	

	都道府県名	団体名	備考
-	新潟県	長岡市	H26 民営化(譲渡)
-		柏崎市	H30 民営化(譲渡)
15		小千谷市	
16		見附市	R2 民営化(譲渡)
17		糸魚川市	
18		妙高市	在り方検討中
19		上越市	
20		魚沼市	
21	石川県	金沢市	在り方検討中
22	福井県	福井市	R2 民営化(譲渡)
-	京都府	福知山市	H25 民営化(譲渡)
-	滋賀県	大津市	H31 民営化(コンテ)
-	三重県	桑名市	H20 民営化(譲渡)
23	島根県	松江市	
-	山口県	宇部市	H26 民営化(譲渡)
-	福岡県	久留米市	H21 民営化(譲渡)

- ・ 平成 31 年度までに民営化
- ・ 令和 2 年度までに民営化
- ・ 民営化・あり方検討中

民営化手法	施設所有	運営	行政関与度合	現在の状況
事業譲渡（既存会社）	民	民	低	先行事例多数
事業譲渡（新設都市ガス会社）	民	民	↑	
株式会社化	民	民		↓
フランチャイズ方式	公	民	大津市	
地方独立行政法人（公営企業型）制度	公	民	事例なし	
業務運営委託方式	公・民	公・民	高	事例なし

②地域特性を考慮した譲渡方式

(1)どのような経過であれ、最終的には完全譲渡とすべきである。

- ・ 完全譲渡までに長期間を要せば、ガス事業を取り巻く環境がより一層厳しさを増すことが予想される。(経過等参照)
⇒ 松江市の都市ガス普及率は30%で、それ以外の70%はLPガスとなる。このことから都市ガスとLPガスの集約化により厳しさを増す環境に対応することが出来る。
- ・ 完全事業譲渡方式の方がコンセッション方式等より責任区分が明確である。また、意志決定の迅速性に優れる。

(2)民営化行為を契機とした地元経済活性化への貢献に資するような譲渡方式とすべきである。

- ・ 民営化に際しては、答申内容に「地元資本を考慮に入れた検討にあたっては、地元資本による連合体の形成や、事業分割譲渡、営業権譲与といった段階的譲渡方式など、譲渡方式の柔軟な検討をお願いする。」とあり、柔軟な資本形成が望ましい。
⇒事業譲渡先例でも、柔軟な資本形成(JV等)が行われている。
- ・ 松江市が推進している宍道湖、中海圏域のまちづくりと連動した再生可能エネルギーを含めたガスエネルギーの地産地消や雇用の創出など、地域内経済の活性化を実現するため、地域内循環を基本とするシステムづくりに寄与する。
⇒玉湯町地熱開発、宍道湖東部浄化センターの消化ガス発電、ごみ焼却廃熱エネルギーによる発電等と連携。

(3)保安なくしてガス事業なし

- ・ ガス事業を行う上で保安の確保は大前提である。各種法律や規制によりガス事業の保安事項が定められており、公共と民間に違いはない。さらに保安技術者の確保や関連事業者との連携により保安の確保を図っていくことが出来る。

【事務局検証結果】

施設及び営業権を民間事業者へ売却する事業譲渡方式が望ましい。